

令和元年度第2回地域学校協働活動推進委員会 協議テーマ

【所管課：生涯学習課・小中学校課】

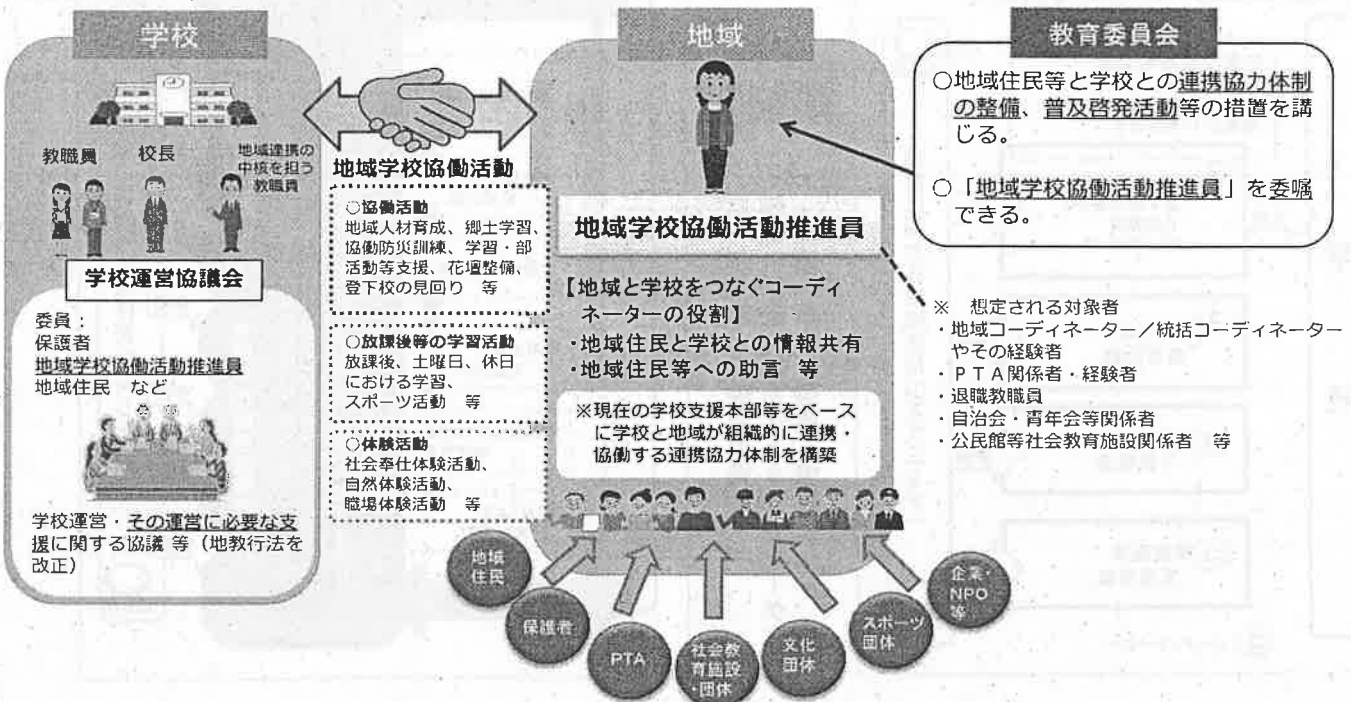
協議タイトル
地域学校協働本部とコミュニティ・スクールを一体的に進めていくためにそれぞれの立場（教育委員会・学校・地域・保護者）でできること
背景・趣旨等
<p>現在、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことが求められており、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）はそのために有効なツールである。</p> <p>しかしながら、本県のコミュニティ・スクール導入率は20%と低く、各市町村訪問で聞き取りを行った際にも多くの市町村がまだコミュニティ・スクールの導入に対して消極的であった。その理由として、学校自体がコミュニティ・スクールのよさについて理解しておらず、負担感が先行していることや、学校は積極的であっても、自治体に担当者がいないことで導入に踏み切れないことなどが挙げられている。また、自治体によっては、規則の作成や委員の人材の選定等に対して課題を感じているところもある。</p> <p>このような課題はあるが、高知県における地域学校協働本部の設置率は高く、地域と協働するための土台ができているため、協働関係・信頼関係を更に発展させていくために、コミュニティ・スクールの導入は非常に効果的と考える。</p> <p>今後、地域学校協働本部とコミュニティ・スクールとが一体となって「地域とともにある学校づくり」を推進していくために、これからコミュニティ・スクールを導入する自治体に対しては、家庭・地域と学校の一体化を具体的にイメージできるよう、また、既にコミュニティ・スクールを進めている自治体に対しては、更に充実した取組が進められるよう、それぞれの立場（教育委員会・学校・地域・保護者）からできることについて、ご意見をいただきたい。</p>
関連する本県の基本情報等
<p>・高知県内のコミュニティ・スクールの導入状況（R元年12月現在）</p> <p>小学校：36校</p> <p>中学校：22校</p> <p>義務教育学校：2校</p> <p>※R2年度 導入予定12校</p>

地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正について

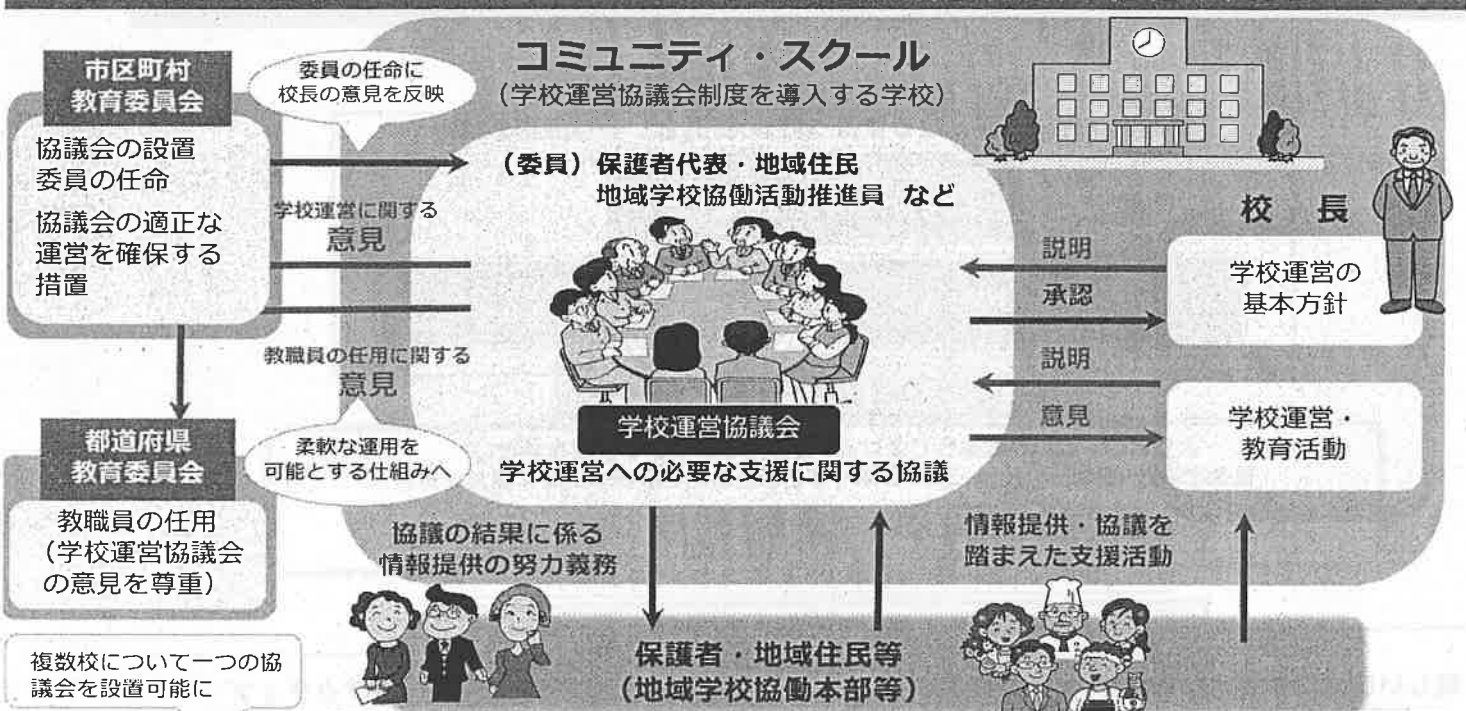
改正の概要(平成29年3月改正、同年4月施行)

平成27年12月の中教審答申(地域と学校の連携・協働)を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会の設置を努力義務化。また、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備。これらにより、幅広い地域住民等の参画を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化。

<地域と学校の協働体制のイメージ>



地教法改正後のコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み(H29.4~)



<学校運営協議会の主な役割>

地教法第四十七条の六

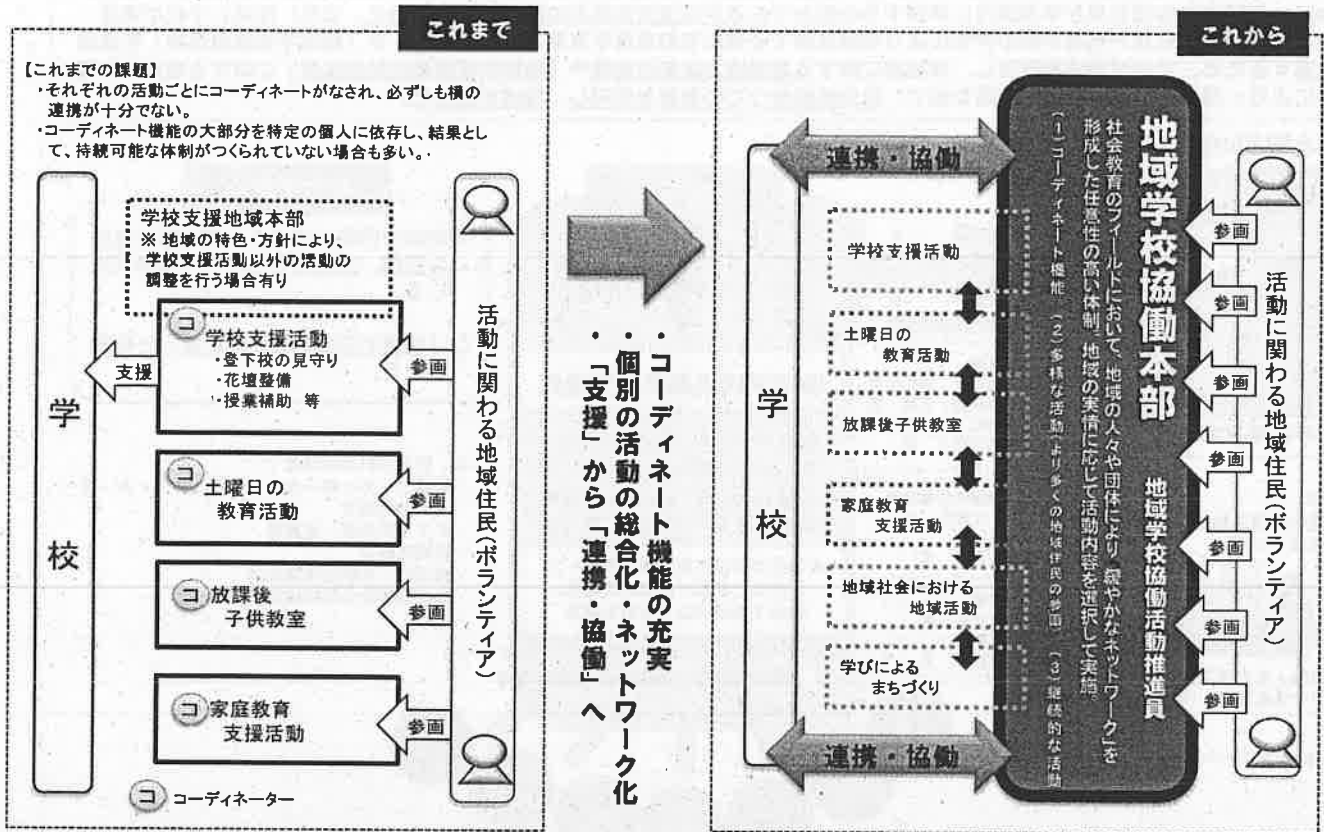
教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること

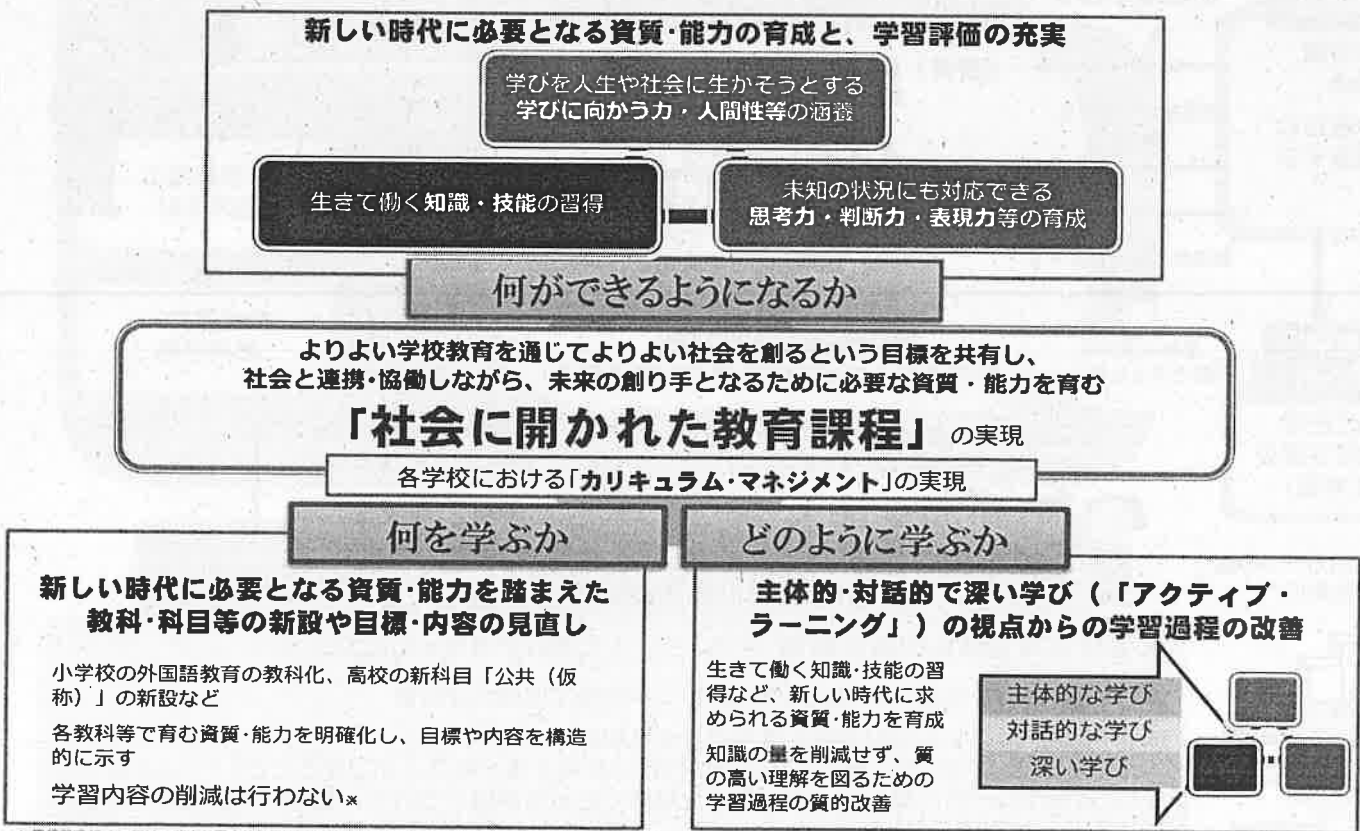


小中一貫型小・中学校など

今後の地域における学校との協働体制（地域学校協働本部）の在り方 ～目指すべきイメージ～

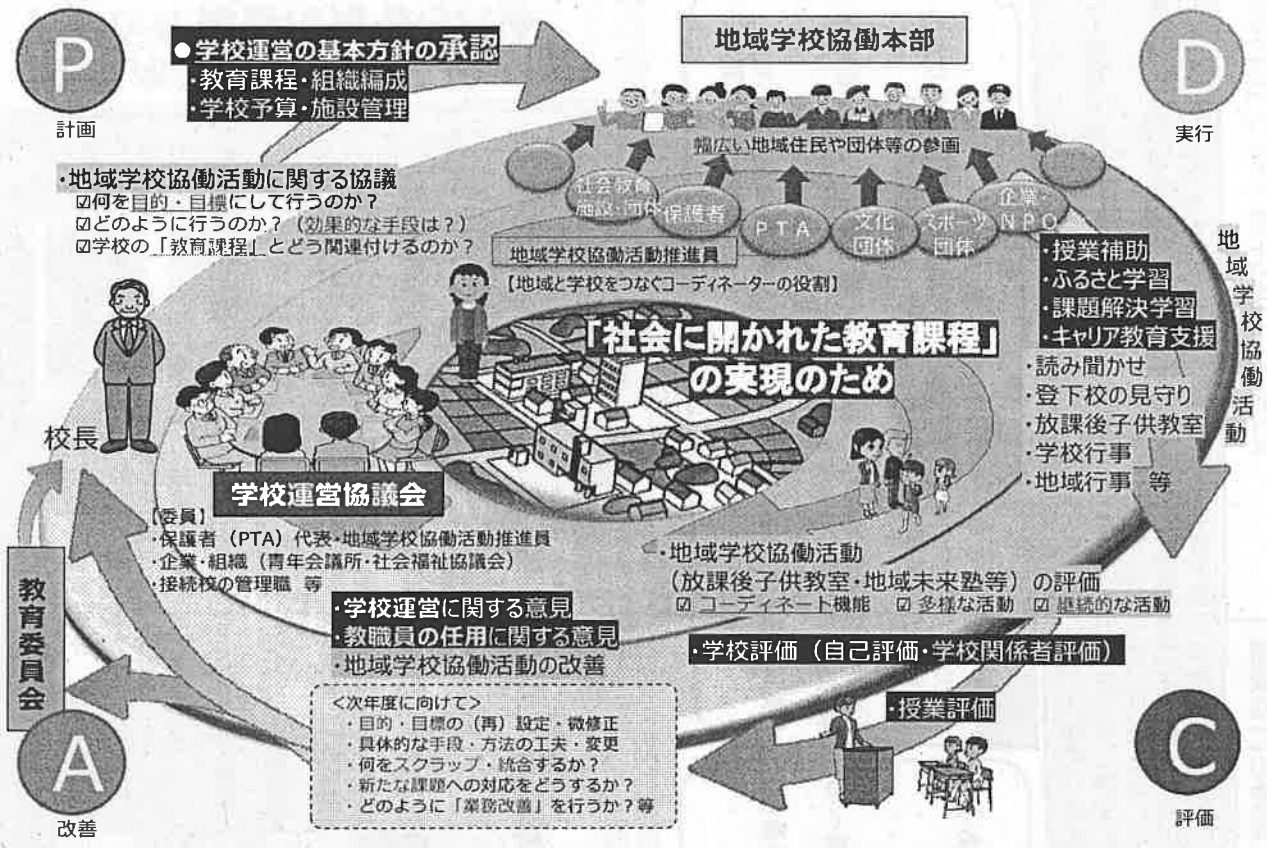


学習指導要領改訂の考え方



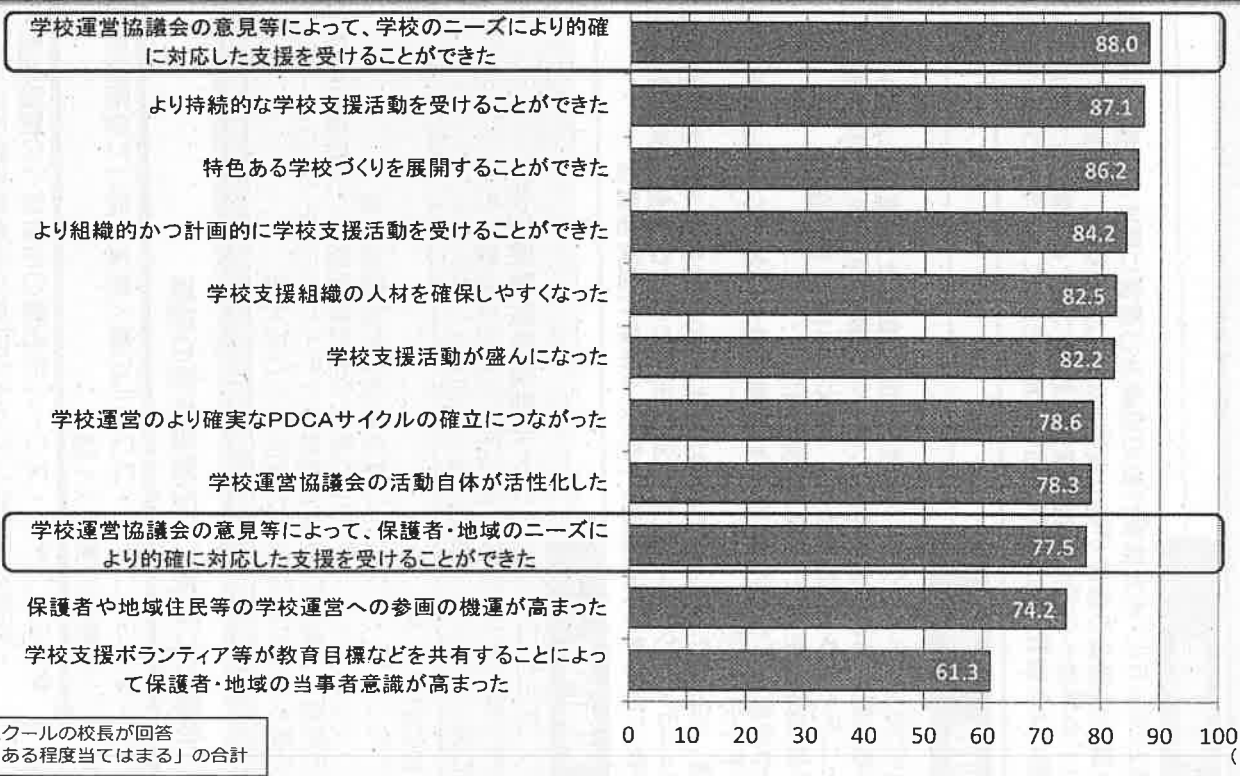
* 高校教育については、蓄積した基礎的知識が大学入学準備で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大連携改革を進める。

「地域とともにある学校づくり」に向けたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に関する効果

コミュニティ・スクール (学校運営協議会) と地域学校協働活動を一体的に推進していくことにより、地域学校協働活動を充実させ、より学校・地域の双方のニーズを反映した活動に結び付けることができる。



※コミュニティ・スクールの校長が回答
 ※「当てはまる」「ある程度当てはまる」の合計

出典:「総合マネジメント力強化に向けたコミュニティ・スクールの在り方に関する調査研究報告書」(平成27年度文部科学省委託調査)

【新】コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）推進事業

事業概要

平成29年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、これまで任意であった学校運営協議会の設置が努力義務となったことを受け、各市町村(学校組合)教育委員会に対し、所管の小中学校への学校運営協議会の設置に関する効果的な支援を行うことで、学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進する。

現状・課題

- 本県でコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)設置率は20.5%(20市町村教育委員会、60校)であり、地域学校協働本部事業を設置している学校の割合(92.4%)に対して低い。
【コミュニティ・スクール設置校数】(令和元年9月1日現在)
・小学校:36校、中学校:22校、義務教育学校:2校
- 各小中学校及び市町村(学校組合)教育委員会において、コミュニティ・スクールに対する必要性や効果への認識が不十分である。
【今後、コミュニティ・スクールの設置(拡充)の予定あり、または設置(拡充)に向けて検討中の教育委員会】(「コミュニティ・スクールの導入・推進状況等について」文部科学省調査より)(令和元年9月1日現在)
・小学校:7市町村教育委員会、中学校:5市町村教育委員会

実施内容

(1) コミュニティ・スクール推進事業費補助金

目的: 域内全小中学校に学校運営協議会を設置する
補助率: 国1/3 県1/3 市町村1/3

*補助対象

- ① コミュニティ・スクール推進協議会の設置等経費
- ② コミュニティ・スクールの運営や学校種間調整、分野横断的な活動の総合調整など総括的な立場で調整等行う人材(CSディレクター)経費
- ③ 先進校視察や研修会等の実施にかかる経費

(2) 他課との連携による推進体制の構築

- ◆ コミュニティ・スクールの導入推進に向けて管理職等への研修会の実施(1回)
- ◆ コミュニティ・スクール未設置の市町村への情報発信・周知
・ 先進的に運営している市町村の好事例を冊子にして配付
- ◆ 各研修会や協議会等への相互参加(随時)、合同担当者会の実施(年間4回)

生涯学習課・高等学
校課・幼保支
援課
等

期待される効果

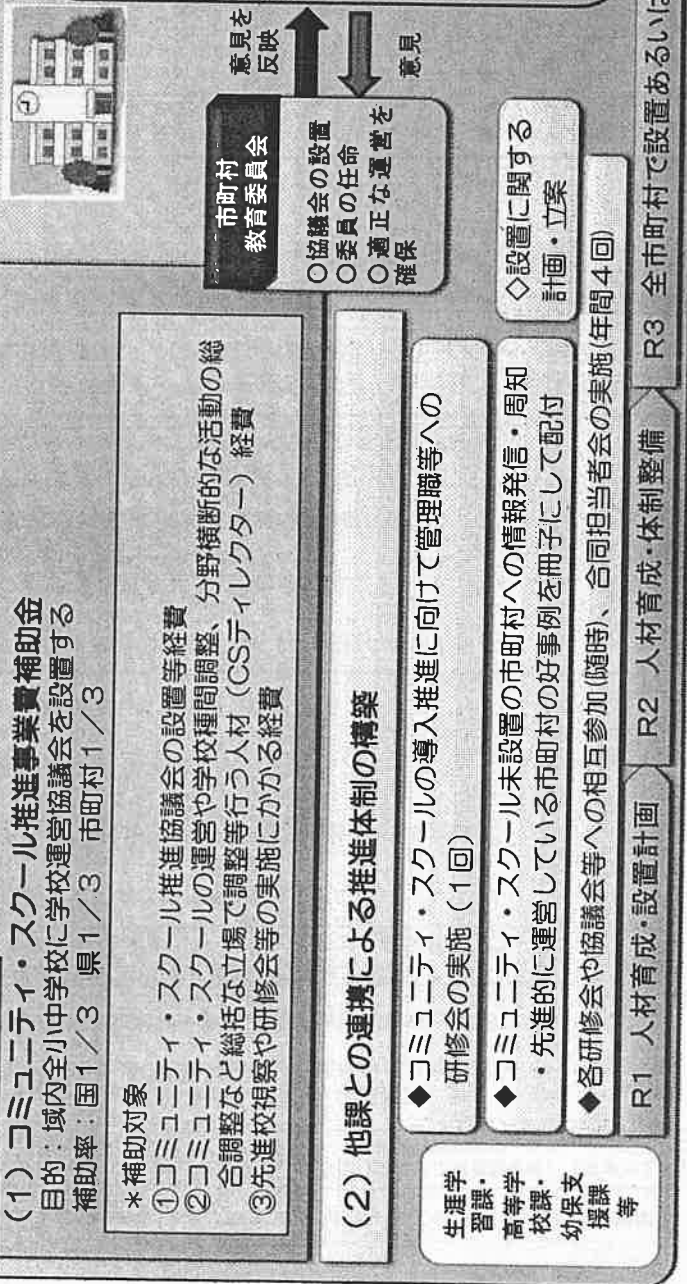
- 保護者や地域住民等が学校運営に参画することで、地域全体で子どもたちを見守り育てる体制が構築され、教員が子どもと向き合う時間の確保につながるなど、学校と地域との協働体制が確立される。
- 地域住民を中心に人材の発掘・確保につながるが、地域学校協働本部等との両輪での運営により学校の教育活動及び体制の充実につながる。

小中学校課

R2当初: 3,955千円 (一) 2,104千円

事業目標

- 2022年度までに全ての市町村(学校組合)教育委員会において、管内の小中学校にコミュニティ・スクールが設置される。
 - 地域学校協働本部等との協働による学校運営の工夫・改善の実践を県内に広く普及する。
- 【検証方法】「コミュニティ・スクールの導入・推進状況等について」(文部科学省調査)



R5 全ての小中学校に設置

R4 全ての小中学校に設置

R3 全市町村で設置あるいは設置の検討

R2 人材育成・体制整備

R1 人材育成・設置計画

コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクールとは「学校運営協議会」を設置している学校のこと

学校運営協議会とは 学校の運営に関して協議する機関
教育委員会が、学校や地域の実情に応じて設置する

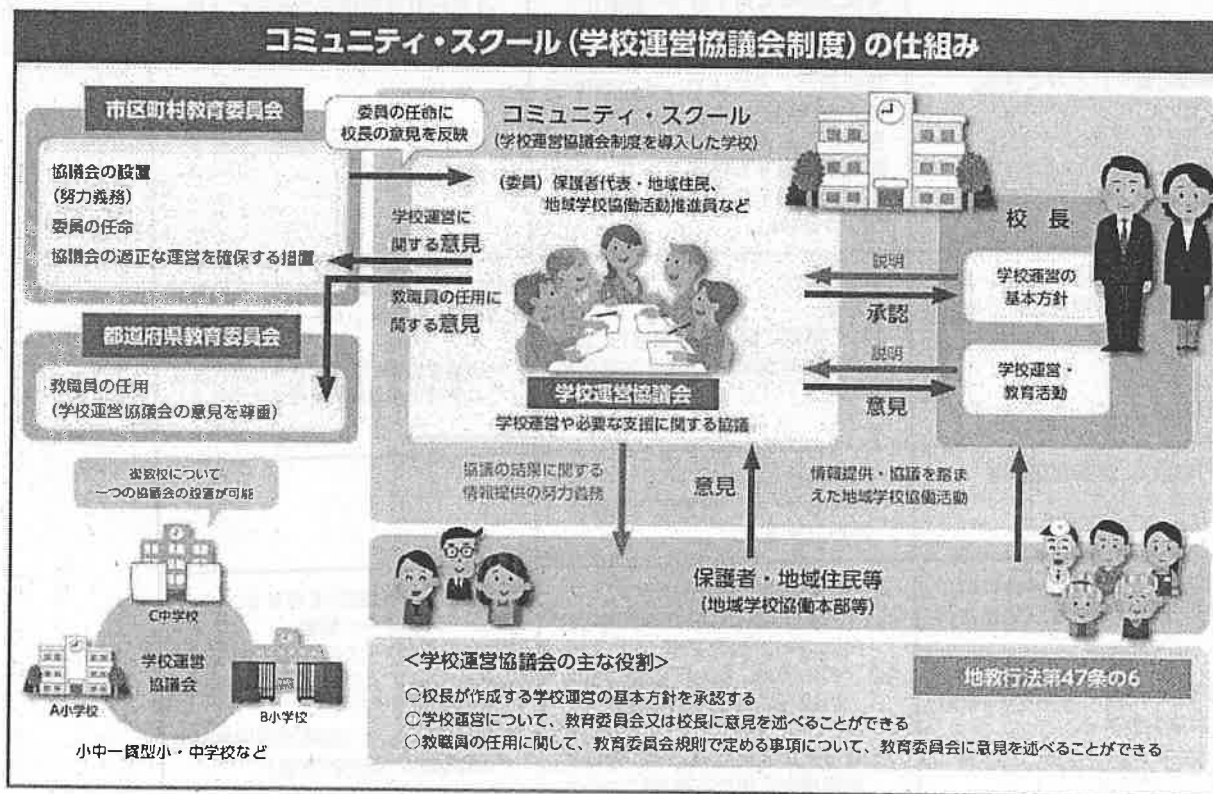


学校運営協議会
の
主な役割

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

平成29年4月 学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



「学校評議委員制度」「学校運営協議会制度」「地域学校協働本部」の比較

	学校評議員制度 (開かれた学校づくり)	学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール)	地域学校協働本部
目的	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たす。	保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。	従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。
設置	任意設置	努力義務	任意設置
位置付け	校長が、必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。個人としての意見を求めるものであるが、実際の運営上は学校評議員が一堂に会して意見を交換し合う機会を設ける例が見られる。	学校運営について、教育委員会の下部組織として、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関である。	教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供するに当たって、地域住民等と学校の連携協力体制の整備が求められており、地域学校協働本部の立ち上げ支援もその取組の一つ。
法令上の根拠	「学校教育法施行規則」第49条	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6	法律上の規定はない
	平成12月4月1日施行	平成16年9月9日施行 平成29年4月1日(一部改正)	平成27年12月の中央教育審議会答申で提言された。
	学校評議員は設置者の判断により、学校に置くことができる。	教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。	(地域学校協働活動は、平成29年3月の社会教育法の改正により、法律に位置付けられた。)
資格要件等	当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者	地域の住民 保護者 学校の運営に資する活動を行う者 その他教育委員会が必要と認める者	地域学校協働活動推進員*等を中心とした多様なメンバーで構成 *教育委員会が委嘱できる地域住民等と学校との連絡調整等を行う者
任命	校長が推薦し、設置者が委嘱	教育委員会が任命 *委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員	
主な内容	学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる。 学校評議員に意見を求める事項は、校長が判断する。	以下の具体的な権限を有する。 ① 学校の運営に関する基本的な方針について承認する。 ② 学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、意見を述べるができる。 ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができる	地域学校協働活動を推進する。 ① コーディネート機能 ② 多様な活動(より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施) ③ 継続的な活動(地域学校協働活動の継続的・安定的実施)